

統計局の広報に関する基本方針

はじめに

不在世帯の増加や個人情報保護意識の高まりなど、統計調査を取り巻く環境が変化する中で、統計調査を円滑に実施し、正確な統計を作成するためには、調査方法等の改善に加え、広報・周知活動を幅広く効果的に展開することなどにより、調査環境の整備を図ることが必要である。

この際、広報・周知活動に活用できる機会は、統計データやその分析結果の発表、関係学会における研究成果の発表、統計に関する問合せへの対応など、日常業務の中に潜在している。このことを、職員一人ひとりが認識し、これらの機会を有効に活用するよう心掛けることが重要である。

これらを踏まえ、今後の統計局の広報戦略として「統計局の広報に関する基本方針」を策定する。

第 1 活動方針

限られた資源を最大限に活用し、広報・周知活動を効果的に展開していくためには、マスメディアなどを通じた従来ベースの広報にとどまらず、統計局ホームページ（以下「ホームページ」という。）の活用と各種広報素材との連携、幅広い関係者との連携、様々な機会を活用した広報・周知活動の推進などに積極的に取り組むことが必要である。

このため、以下の活動方針に基づいて、統計への理解を得るための広報・周知活動を推進する。

1 ホームページの活用と連携

国民が各種の情報を収集する際に幅広く活用しているホームページを広報・周知活動のための有効な媒体と捉え、ホームページを起点とした広報・周知活動を積極的に展開する。

この一環として、各種広報素材との間で最大限の相乗効果が上がるよう、各統計調査の広報のために作成したポスターやリーフレット等の広報素材をホームページにも併せて掲載するなど、ホームページと各種広報素材との連携を図る。

なお、ホームページ上の情報が常に最新のものとなるよう、情報の更新を徹底する。

2 幅広い関係者との連携

統計の意義・重要性など、統計に対する十分な理解を広く国民に浸透していくためには、統計データの利用者である研究者や調査対象者と関係する各層の団体など、幅広い関係者と連携し、様々なチャンネルを通じて広報・周知活動を拡大していくことが重要である。

(1) 有識者との連携

研究者や学者、エコノミスト等による統計データの分析結果の発表は、それ自体が統計の有用性の周知につながるものであり、このような有識者との連携を深めることにより、更なる周知の拡大が可能となる。

このため、日本統計学会等の関係学会の場などを通じ、統計分析に有用な情報や匿名データ・オーダーメイド集計に関する情報を研究者等に提供するなど、有識者との連携を図るとともに、これら連携する関係学会の範囲の拡大を図る。

(2) 関係団体との連携

調査員活動への協力や傘下の組織等への統計調査についての周知など、マンション管理団体や経済関係団体などの関係団体の支援を得て統計調査を実施することは、調査活動を円滑に進めるために重要なことである。

このため、関係団体内の会議等の場の活用や関係団体の参集を求める会議の開催などにより、幅広く関係団体との連携を図る。

(3) 教育関係者との連携

国民の統計調査への参加意識を向上するためには、子どもの頃から統計に親しみを持ち、その有用性について正しい理解を得ることが重要である。このためには、初等中等教育などの教育関係者との連携を図ることが有効である。

このため、学習指導要領における統計教育の新たな位置付けなどを踏まえ、授業で活用することができる統計教育用の学習素材などの統計教育コンテンツをホームページに掲載することなどにより、学校教育における統計の普及・利用促進を図る。

また、統計学習用の分かりやすいサイトをホームページに掲載することなどにより、子どもたちが楽しみながら統計について直接学ぶことができるような環境を整備する。

(4) 関係府省との連携

関係府省は、統計データを活用して政策の立案や白書の作成を行っているが、これらの成果は統計の有用性を示す分かりやすい事例となるものである。また、関係府省は、統計調査の実施に当たり、関係団体の支援を得るために重要な役割を果たしている。

このため、関係府省に対して統計に関する十分な情報を提供するとともに、統計に対する政策ニーズを収集・把握するなど、関係府省との連携を図る。

(5) 地方公共団体との連携

地方公共団体においては、住民を対象とする広報誌、地域ごとのテレビ局における情報提供番組などの地域に密着した広報媒体の活用や、地域に根差した団体との連携など、地域のネットワークをいかした、きめ細かな広報・周知活動を行うことが可能である。

地方公共団体がこのような広報・周知活動を効果的に推進することができるよう、有用な広報素材の提供など、十分な支援を行う。

3 様々な機会の活用

効果的・効率的に広報・周知活動を推進するためには、幅広い関係者との連携に加え、広報を直接の目的としない様々な機会や媒体なども有効に活用していくことが重要である。

(1) パブリシティの有効活用

統計データやその分析結果の解説、統計調査の実施、重要なイベントの開催などの公表に際しても、昨今の社会・経済の課題や国民の関心を十分に念頭に置き、できる限りそれらに応えられるような方法や内容のものとすることが重要である。報道機関がニュースの価値ありと判断するような形での情報発信を積極的に行い、パブリシティの有効活用を図る。

(2) 各種資料の広汎な活用

広報とは直接の関係がないと思われる統計関係の資料の中にも、国民の関心に合致し、ニュース価値の認められるものが存在する。セミナーやシンポジウムなどのイベントで使用した講演資料や、関係学会で発表した資料など、有益と認められる素材については、その用途にとどまらず、広く広報素材としても活用するなど、各種の資料の広汎な活用を推進する。

(3) 既存媒体の活用

対外的に使用するあらゆる媒体は、広報に活用することができるものと考えられる。報道発表資料の裏表紙、電子メールの署名欄、名刺など、対外的に使用する様々な媒体も広報媒体の一つとして捉え、有効に活用する。

4 効果的な情報の発信

幅広い関係者と連携し、様々な機会を通じて広報・周知活動を推進する際、統計が社会に役立つ有用なものであること、調査対象者の秘密の保護が万全であること、統計調

査への報告が国民の責務・義務であることなどを周知していくことが重要である。

(1) 統計の有用性の発信

統計調査の結果は、各種行政施策の基礎資料などとして活用され、社会・経済の課題解決などに役立てられるものであるが、個々の調査対象者からみると、統計調査への回答が自らの生活や活動にどのように役立つのか分かりづらい場合があり、これが、統計調査への回答に対する無関心等につながっていることがあると考えられる。

このため、統計調査の結果が具体的にどのように活用されているのかについて、調査対象者がイメージしやすい形で周知することが重要である。統計調査の結果の具体的な活用事例について、できる限り調査対象者に身近で分かりやすいものを把握し、紹介することなどにより、統計の有用性の周知を図る。

(2) 統計調査への回答に対する安心の確保

調査対象者が安心して統計調査に回答することができるよう、統計調査への報告内容を厳重に保護することは、調査関係者に課された重大な責務であり、統計調査が成立する前提となる極めて重要なことである。

統計法には、調査関係者に対し、統計調査への報告内容を保護するための厳格な守秘義務と罰則などが定められている。これを踏まえ、調査の実施、調査票の管理、結果の公表など、あらゆる場面で調査対象者の秘密の保護に万全を期していることの周知を図る。

また、このような政府統計であることを国民が容易に判別することができるよう、政府統計統一ロゴタイプの活用を検討する。

(3) 政府統計の位置付けの発信

統計法により、調査員等の調査関係者に厳格な守秘義務が課される一方、基幹統計調査の対象者には統計調査に報告する義務が課せられている。最近の調査環境を踏まえ、基幹統計調査への報告が社会の構成員としての義務であることの認識を広げることが重要である。

このため、特に世帯を対象とする統計調査においては調査対象者に不快感を与えないよう配慮しつつ、基幹統計調査への報告が国民の義務であることの周知を図る。併せて、基幹統計調査への報告が任意の協力に基づくものであるかのような誤解を招くことのないよう、調査書類等に用いる用語の使用に留意する。

5 その他

(1) 著作権等の適切な処理

著作権等に関する研修を行うなど、職員の著作権等に関する知識及び意識の向上を図る。また、広報の役務について契約を締結する際には、成果物の著作権の譲渡

や知的財産権等を明確にする。

(2) 統計データの適切な引用

統計データは、白書や分析レポートなどに幅広く引用されているが、この際、出典が誤りなく明確になっていることが必要である。

このため、統計データを引用する際には、自ら出典を明確に示すとともに、引用される出版物などに出典が誤りなく明確に記されるよう周知する。

(3) その他

テレビ、新聞などのマスメディアによる広報を実施する際には、国民からの問合せへの対応などのため、職員や地方公共団体に事前にその内容を周知する。

第2 行動計画の策定及び評価

1 行動計画の策定

本基本方針に基づき、広報・周知活動を具体的に推進するため、毎年度、統計局広報戦略会議において、広報に関する具体的な活動内容等を定めた行動計画を策定する。

2 評価

(1) 個別の広報・周知活動に対する評価

各担当において、年度ごと又は統計調査実施後に、当該統計調査の広報計画、ホームページへのアクセス件数、地方公共団体や調査員からの意見、広報効果についてのモニター調査の結果などを基に、広報・周知活動の評価を行い、その結果を次年度又は次回の広報・周知活動に活用する。

(2) 広報実績の把握及び情報の共有化

調査企画課において、年度ごとに、統計局において実施したすべての広報・周知活動の実績を把握し、その結果をイントラネットに掲載することなどにより、広報・周知活動についての情報の共有を図る。

(3) 行動計画に対する評価

統計局広報戦略会議において、行動計画に基づく広報・周知活動の実施状況の把握の結果や、各担当が行う広報・周知活動の評価の結果などを基に、行動計画に対する評価を実施し、次年度の行動計画の策定に活用する。

第3 推進体制等

1 統計局広報戦略会議の設置

統計局の広報力を組織全体として強化していくため、統計局長の下に統計局広報戦略会議を設置し、統計局の広報に関する行動計画の策定・評価など、戦略的な広報・周知

活動の推進に向けた検討を行う。

2 各職員の意識向上

積極的な広報・周知活動を推進するためには、職員一人ひとりが広報の重要性を認識することが必要であり、日常業務において情報発信の機会を逃すことのないよう、職員の意識の向上を図る。

【参考：広報に関する関係各課の所管】

(総務課)

統計局パンフレットや統計 Today など組織・統計全般に関する広報、内閣府政府広報室、総務省広報室や関係課等との連絡・調整

(統計情報システム課)

ホームページの運用・管理、e-stat の活用の推進、統計メールニュースの配信

(調査企画課)

広報実績の把握、経常調査の総合企画など複数の統計調査にまたがる広報、統計調査部各課室との連絡・調整

(統計調査部各課室)

個別の統計調査に関する広報